

会費規程

2011年4月1日制定

2012年6月6日改定

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本麻酔科学会の定款第13条に基づき、この法人の会員の会費に関し必要な事項を定める。

(会費)

第2条 この法人の会員の会費は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 正会員 年 18,000 円

(2) 賛助会員 年 50,000 円

2 会員が年度の途中に入会又は退会した場合であっても、入会又は退会年度の会費は全額を支払うものとする。

(納入)

第3条 前条に規定する会費は、4月1日から翌年3月31日までを1年度分とし、この法人が指定する方法で、毎年9月30日までに当該年度分を一括して納入しなければならない。

2 毎年9月30日までに前年度会費が未納の会員に対しては、会員に関する規程第2条1号に規定する権利のうち、この学会の発行する会員向けの印刷物及び電子的情報の配布を受ける権利、この法人が認定する認定医、専門医、指導医等の資格の申請をする権利を停止させることができる。ただし、前年度会費及び当該年度会費を一括納入した後については、この限りでない。

3 次年度の代議員選挙が行われる当該年の9月30日までに、前年度並びに当該年度の会費を納入していない会員に対しては、この選挙の選挙権と被選挙権を失効させる。

(規程の変更)

第4条 この規程の変更は、諸規則制定に関する規程第4条(2)に従ってなす。

附 則

1. この規程の施行に関し必要な事項は、細則等により定める。

2. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

3. この規程第3条の規定にかかわらず、本規程施行前に既納となっている2011年度会費及び本規程施行後にそれ以前の未納会費が支払われた場合、その会費は、この法人の会費とする。

4. この法人の会費未納期間には、社団法人日本麻酔科学会に対する会費未納期間を加算する。

5. この規程施行前の未納会費の徴収権限はこの法人が有する。